第明治三十五種郵便物認可
△
○
○

官　報　号　外

官　庁　事　項

水産基本計画の変更について

政府は、水産基本法（平成13年法律第89号）第11条第８項の規定に基づき、水産基本計画の変更を、去る４月28日に閣議決定した。

以下、その全文を同条第９項において準用する同条第７項の規定に基づき公表する。

平成29年５月12日　　農林水産省

水産基本計画

まえがき

21世紀における水産施策の基本的指針である水産基本法（以下「基本法」という。）が平成13年６月に制定されてから15年が経過した。この間、基本法が掲げた水産物の安定供給の確保及び水産業の健全な発展という基本理念の実現に向けて、水産に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、水産基本計画（以下「基本計画」という。）が３度にわたり策定され、これに基づき水産政策を推進してきた。

その間、水産をめぐる情勢も大きく変化した。世界的な人口の増加や経済発展に加え、水産物の優れた栄養特性に対する評価の高まりもあって、その需要が増大している一方、世界の水産資源の多くは既に満限あるいはそれ以上に利用されているとされており、我が国周辺の豊かな水産資源を適切に管理し、国民に安定的に水産物を供給していくことの重要性が高まっている。

一方、我が国においては、漁船の高船齢化、漁業者の減少・高齢化の進行など水産物の生産体制が脆弱化するとともに、国民の「魚離れ」の進行が止まらず、このままでは、我が国周辺の「身近な自然の恵み」を活用する力を失ってしまう状況も懸念される。

漁村地域においては、水産業とその関連産業が経済の中心となっている場合が多い。これらの地域における経済活動の水準を維持・向上させ人口減少と地域経済の縮小を克服するためには、水産業において、若い世代が、ワークライフバランスを確保できる労働環境と将来を見据えて安心して家庭を築くことができる所得を、安定的に提供すると同時に、高齢者にもその能力に応じて生き生きと役割を果たす場が与えられる必要がある。これによって、地域における資源を最大限活用して働き方改革や地方創生に資すると同時に国民経済の発展に貢献する。

なお、本基本計画は、水産に関する各種施策の基本となる計画であるという性格を踏まえ、今後10年程度を見通して定めるものとするが、水産をめぐる情勢の変化及び施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね５年ごとに見直し、所要の変更を行うこととする。

第１　水産に関する施策についての基本的な方針

水産業は、我が国周辺の豊かな水産資源を持続可能な形でフルに活用することによって、国民に対して水産物を安定的に供給することと同時に、漁村地域の経済活動や国土強靱化の基礎をなし、その維持発展を担うことが期待されている。一方、現状としては、昭和60年以降、漁業は産業として縮小傾向にあったが、最近では漁業生産額が平成27年まで３年連続で上昇するとともに、平成29年３月末までに、全国で635地区の「浜の活力再生プラン」（以下「浜プラン」という。）が国の承認を受けて実施され、その結果平成27年度で約68％の地区で年度別所得目標が達成されるなど、明るい兆しもみられる。さらに、「和食」がユネスコ無形文化遺産に登録され、世界的に「和食」に対する関心が高まる中、食文化と一体となった我が国の多様な水産物について輸出を大きく伸ばせる好機にある。このような傾向を持続させ、水産業がその期待される役割を十全に果たすためには、何よりも水産業の生産性の向上によって、そこで働く人々の所得の増大を図る必要がある。

現状においても、一部の地域において、「浜」単位での先進的な取組により、大都市圏における平均所得よりも高い平均所得を達成している地域もあるが、このような「浜」単位での取組を日本中の漁業地域に広げていく必要がある。その際には、自分達の地域が持つ強みを最大限活用するため、まずは自らの経営能力の向上を図るとともに、これまでの慣行にとらわれず、Ｕ・Ｉターン者を含む外部の人材を積極的に受け入れつつ、企業等とも連携しその技術・知識・ノウハウ・資本・人材を活用することが重要である。これにより、今後継続的に、資源管理の高度化、漁業操業や養殖事業の効率化を図るとともに、消費者や需要者のニーズに応える戦略的なマーケティング等を行う体制を整備し、もって、産業としての生産性向上と所得の増大を達成する。

特に沖合漁業・遠洋漁業においては、漁船の高船齢化や海技士資格者の不足が課題となっている。これらの問題の根本的な解決も、事業者自らが国際競争力を高めるために様々な創意工夫を行うことにより、産業としての生産性向上と労働条件の改善を図ることによって達成される。

また、水産業は、水産資源とそれを育む漁場環境の適切な保全・管理を行うことによって、初めて持続的に営むことが可能であることを再認識し、より発展した段階に踏み出していく必要がある。

これらにより、水産業の生産活動が活発化することによって、国境監視機能を始め水産業・漁村の持つ多面的機能の十全な発揮が期待される。

このような漁業者による取組の前提として、国としてはこれらを促進するために必要な措置を講ずるほか、国内の資源管理の高度化と国際的な資源管理を推進する。具体的には、適切な資源管理措置の基礎となる資源評価の精度向上を図るため、これまでの調査を確実に継続することに加え、新たな観測機器を用いた調査等により新たな変化に対応した情報収集体制の構築を図る。

また、国内については、資源の特性や分布、利用状況に応じた資源管理の基本的な考え方や方向性を国が積極的に示し、関係する都道府県とともに資源管理の効率化・効果的な推進を図る。国際的な資源管理については、科学的な根拠に基づく持続的な利用を促進するとともに、我が国漁船の海外漁場等を確保するため、各地域漁業管理機関において議論を主導するとともに、ＩＵＵ（違法、無報告、無規制）漁業対策の強化に努める等戦略的に推進する。

さらに、多様なニーズに対応する加工・流通・消費・輸出に関する施策の展開を図る。具体的には、簡便化志向や地産地消などの消費者ニーズや輸出先国等の規制などの要求に適切に対応するため、新商品の開発や消費者に対する情報提供、輸出に向けたＨＡＣＣＰ（危害要因分析・重要管理点）認定の促進や日本産水産物について全国の関係者が一体となったオールジャパンでの輸出促進の取組を支援する。また、新たな技術も活用しつつ産地卸売市場を含め加工・流通構造の改革に取り組む。

東日本大震災からの復興については、水産施設の復旧・復興は、相当程度進展したところではあるが、一刻も早い復旧・復興事業の完了を目指し、災害に強い漁業地域づくりを図る必要がある。

東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。）により、いまだに福島県を中心に出荷制限や操業自粛を余儀なくされていることから、関係機関と連携して科学的・客観的な根拠に基づく出荷制限の解除を着実に進めるとともに、本格的な操業再開に向けた支援を実施する。

また、根強く残る風評被害の払拭に向けて、水産物の信頼確保のため、関係機関と連携して放射性物質調査を実施するとともに、消費者、加工・流通業者など様々な関係者に対して引き続き説明会等を実施する。

さらに、諸外国・地域において講じられている放射性物質関係の輸入規制に対しては、引き続き科学的な根拠に基づき、輸入規制の撤廃・緩和を粘り強く働き掛ける。

第２　水産に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

Ⅰ　浜プランを軸とした漁業・漁村の活性化

１　浜プランの着実な実施とそれに伴う人材の育成及び水産資源のフル活用

⑴　浜プラン・広域浜プラン

漁業は、生産段階では資源管理を始め様々な取組を漁村単位で行う必要があること、販売段階では個別の経営体が漁業を営みながら販売戦略を立てるのは現実的ではないこと、各地域や漁業種類、経営体ごとに置かれている状況は異なることから、漁業・漁村地域の活性化に当たっては、「浜」単位で取り組むことが望ましい。「浜」単位で取り組むに当たっては、各地域の実状に即した形で、自ら足りない部分を明確にし、それを克服して所得向上や競争力強化を目指す具体的な行動計画である「浜プラン」及び「浜の活力再生広域プラン」（以下「広域浜プラン」という。）を実践することが重要である。